

特別養護老人ホーム 白 松 苑

(指定介護老人福祉施設)

運 営 規 程

第 1 章 事業の目的及び運営の方針

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人正清会が開設する特別養護老人ホーム白松苑指定介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行並びに老人福祉の理念に基づき入居者の生活の安定及び充実を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者の心身の機能の維持、並びに日常生活を営むことができるようにすることを目指すものである。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場にたって指定介護老人福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

3 当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 2 章 事業所の名称及び所在地

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム白松苑（介護老人福祉施設）
- 二 所在地 山口市阿知須 4 1 6 7 番地 1

第 3 章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び員数)

第4条 施設に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

一	施設長	1	名
二	医 師	1	名(非常勤)
三	生活相談員	3	名
四	介護職員	67	名
五	看護職員	7	名
六	管理栄養士	1	名
七	栄養士	1	名
八	機能訓練指導員	1	名
九	介護支援専門員	4	名(他職種と兼務)
十	調理員	11	名
十一	事務員	5	名

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員をおくことができる。

(職員の職務内容)

第5条 職員は、当施設の設置目的を達成するため、必要な職務を行う。

一 施設長

施設長は、健全な運営、管理を行い各種の業務の統括を行う。

二 医 師

医師は、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

三 生活相談員

生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査、家族との連絡調整並びに入居者の処遇の企画・実施に関することに従事する。

四 介護職員

介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。

五 看護職員

看護職員は、入居者の診察の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理に従事する。

六 管理栄養士

管理栄養士は、栄養ケアマネジメント、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに入居者の栄養指導に従事する。

七 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員

介護支援専門員は、施設介護サービス計画を作成する。

九 事務員

事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

十 調理員

調理員は、給食業務に従事する。

第4章 入居者の定員

第6条 当施設の入居定員は、100人とする。生活単位(ユニット)は10ユニットとし、1ユニットあたりの定員は10名とする

ユニット	定員
あじさい	10名
ひまわり	10名
さくら	10名
ぼたん	10名
なのはな	10名
ふじ	10名
うめ	10名
すみれ	10名
すいせん	10名
つばき	10名

第5章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、個別援助の内容を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを入居者又は、家族に対して説明を行い、合意を得るものとする。

(サービスの提供)

第8条 職員は、サービスの提供にあたっては、入居者に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わねばならない。

(入 浴)

第9条 1週間に2回以上、入居者に対して入浴又は、清拭を行う。

2 入居者に疾病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴できないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排 泄)

第10条 入居者の心身状況に応じて、入居者個人のプライバシーを尊重の上適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

- 2 オムツを使用しなければならない入居者のオムツは、適宜取り替えるものとする。

(食事の提供)

第11条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮したものとする。

- 2 入居者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、共同生活室での食事摂取を支援する。
- 3 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

一	朝 食	7時45分 ～
二	昼 食	12時00分 ～
三	夕 食	17時30分 ～

(相談及び援助)

第12条 施設職員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等的確な把握に努め、入居者は又はその家族に対し相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上適宜の供与等)

第13条 教養娯楽設備を整え、レクリエーションを行うものとする。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者及びその家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能回復訓練)

第14条 入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康管理)

第15条 医師及び看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

- 2 施設は、入居者の重度化への対応について、基準に沿った医療体制を整え24時間連絡体制を確保し、入居者及び家族への同意を得て終末期の介護を行うものとする。

(衛生管理)

第16条 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、当該事業所において感染症が発生し、蔓延しないように必要な措置を講ずるように努める。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第17条 入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情を除き退院後再び円滑に入居することができるようにする。

(緊急時の対応)

第18条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態にある時は、昼夜を問わず24時間いつでも職員の対応を求めることができるものとする。

- 2 職員は、入居者が緊急の対応を必要とする状態になった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 入居者が、予め近親者等連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともにその緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料等の受領)

第19条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係る施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 4 施設は、第2項及び第3項の利用料のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができるものとする。
 - 一 入居者が選定する特別食の費用は、実費とする。
 - 二 理美容代 散髪 実費

三 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められるもの。

イ 基準費用額の設定（自己負担）

ロ 居住費 1日 2,006円

ハ 食費基準額 1日 1,445円

ただし、食費、居住費に関しては、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者は、その定める額とする。

5 サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容、費用について説明し、入居者の同意を得る。

第6章 施設の利用にあたっての留意事項

（サービス利用にあたっての留意事項）

第20条 入居者がサービスの提供を受ける際は、次の各号にあげる事項に留意してもらうよう説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

- 一 被保険者証の提示。
- 二 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出。
- 三 利用料その他の費用の支払い。
- 四 入居時における諸注意事項
- 五 その他、所持品に対する注意事項等。

（日課の尊重）

第21条 入居者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活を保ち相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第22条 入居者は、外出又は外泊しようとする時は、その都度、外出、外泊先、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出るものとする。

（面会）

第23条 外来者は、入居者と面接しようとする時は、その旨を施設長に届け出るものとする。

- 2 施設長は、特に必要がある時は面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第24条 入居者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康審査は特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第25条 入居者は、施設の清潔、整理整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(施設内の禁止行為)

第26条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- 二 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- 三 指定した場所以外で火気を用いること。(喫煙は指定の場所で行うこと)
- 四 施設の秩序、風紀を乱し、又は、安全性を害すること。
- 五 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

第7章 緊急時における対応方法

(対応方法)

第27条 施設の従業員は、現にサービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行うものとする。

- 2 施設入居者に不測の事故が生じた場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関へ連絡を行い必要な措置を講ずるとともに近親者及び管理者に報告を行うものとする、管理者は、県、及び関係市町村に報告を行うものとする。

第8章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第28条 施設は、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、職員及び入居者が参加する訓練を定期的実施するものとする。

- 2 入居者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第9章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

第29条 当施設の利用資格は、介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の利用資格があり、当施設の利用を希望するものであって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により入居できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第30条 当施設の入居に当たっては、あらかじめ入居申込書及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文章を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第31条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者の代表と協議の上決定するものとする。

- 2 入居者は、居室以外の定められた場所に私物を置いたり、占有してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は、施設職員が行うものとする。

(その他運営について留意事項)

第32条 職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であつて者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏洩しないため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第10章 雑 則

(その他)

第33条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人正清会と施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月1日から施行する。
この規程は、平成29年 8月1日から施行する。
この規程は、平成30年10月1日から施行する。
この規程は、令和元年11月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。